

定期報告対象建築物の用途及び規模等の一覧

定期報告が必要な建築物の用途及び規模等は以下のとおりです。

	用 途	政令及び市細則による指定規模等
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が500平方メートル以上 ・客席部分が200平方メートル以上 ・主階が1階以外の階にあるもの
2	観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が1,000平方メートル以上 ・客席部分が200平方メートル以上
3	病院又は診療所 （患者の収容施設があるものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が1,000平方メートル以上 ・2階の床面積が300平方メートル以上 （2階に患者の収容施設がある場合）
4	旅館又はホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が1,000平方メートル以上 ・2階の床面積が300平方メートル以上
5	児童福祉施設等（保育園、認定こども園、障害者支援施設などの通所施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が1,000平方メートル以上
5'	児童福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、老人短期入所施設など高齢者、障害者の就寝を伴う施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの ・2階の床面積が300平方メートル以上
6	学校又は体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が2,000平方メートル以上
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が2,000平方メートル以上
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が1,000平方メートル以上 ・2階の床面積が500平方メートル以上
9	事務所その他これに類するもの （階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの
10	共同住宅、寄宿舎で高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（サービス付高齢者向け住宅、グループホームなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの ・2階の床面積が300平方メートル以上

注) 1 この表において、「地階若しくは3階以上の階にあるもの」とは、地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルをこえるものをいいます。

2 複数の用途に供する建築物にあつては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもって、その主要な用途に供する部分の床面積の合計とします。

3 複合用途の建築物については、上記に該当する部分がある場合には、建築物全体が報告対象となります。ただし、それぞれに階段があり防火区画の壁で区画されているなど、安全上支障がない場合には、該当部分以外の報告を除外できる場合がありますのでご相談ください。